

824 在営年限の短縮

〔「法学新報」第34巻11（394）号 大正13年11月8日〕

○在営年限の短縮 過般來文部陸軍兩省間に於て交渉中なりし学生及び青年に対する軍事教育に伴ふ在営年限短縮問題に關し左の如き新在営年限案を見るにいたれり

一 中学校に対しては一齊に軍事教育を施し中学卒業者の在営年限を現在より一ヶ年短縮して一ヶ年とすること（勤務演習四ヶ月を廃止）

二 専門学校以上に対しては適宜方法によりて軍事教育を施し此の卒業者の在営年限は一年二ヶ月を短縮して十ヶ月とすること（勤務演習を廃止す）

三 現在の一年志願制度を廃するも之に代つて予備学校を作るべき方法を考慮すること

四 師範学校卒業者の在営年限は兩三年間は七ヶ月を短縮して五ヶ月とし其の成績に鑑みて三ヶ月位までに短縮すること

五 右在営年限の短縮は來年度徴兵より実施すること
 専門学校以上及び中学校卒業者の右在営年限は実施後の成績如何により將來猶短縮さる見込みなりと又在営年限短縮の問題は單に知識階級者のみに限らず之と同時に一般青年に対しても此の特典を均霑せしめんと來年度頃より特別の軍事教育の施設を為し幾分なりとも在営年限を短縮する計画なるものには経費並に青年団自体に於ける種々なる事情を考慮する必要があるを以て之か実施方法並に在営年限短縮程度は學校關係の問題解決後兩省間に於て研究調査すへしと